

千葉市立白井中学校避難所使用範囲と使用方法の決定

- 1 この避難所として使用できるスペースは、以下のとおりとする。**
 (※災害の規模、避難生活の期間等により範囲等は変更します。)

区 分	指定場所	備 考
1 居住スペース	・普通教室（10） ※収容人数（55） を超えた場合は体育館を使用	・体育館で受付を済ませた後、特別教室、各教室に移動 ・1部屋の収容人数 10人 ・開設順は以下の通り ・2階：学習室 →2階：3のA → 3階：2のA →3階：1のA
2 避難所運営本部	体育館	
3 委員等控室	会議室	運営委員、ボランティア等の控室
4 情報通信室	事務室（及び職員室）	電話、FAX、市ネットワークPC設置場所、（地域防災無線 職員室）
5 応急救護室	保健室	応急医療活動ができる空間
6 情報掲示板	体育館	避難者に伝えるべき情報を掲示
7 福祉避難室	図書室	高齢者等の要配慮者支援用
8 ペット避難場所	第2グラウンド	居住スペースと分ける
9 更衣室	3階多目的室	男女別に透けて見えない場所
10 授乳室	カウンセリングルーム（奥）	乳幼児への授乳、休息等
11 物資集積場所	体育館	受け入れおよび管理がしやすい場所
12 物資配付場所	体育館	分散避難者への配布場所も確保
13 ごみ集積場所	国道側倉庫	ごみ収集車が利用しやすい場所
14 給水場（1）	給食室	飲料水、生活用水を供給する場所 ※自炊、炊き出しはしない。
15 給水場（2）	受水槽	
16 緊急用駐車場	職員玄関来賓用スペース	緊急車の駐車場所
17 臨時遺体安置所	東倉庫	搬出が容易な場所
18 災害時用公衆電話	事務室（配線設置場所）	専用回線の設置場所
19 仮設トイレ設置場所	体育館脇	女性、高齢者、障害者への配慮
20 調理室	調理室	湯沸かし、自炊、炊き出し
21 相談室	カウンセリングルーム（手前）	避難所生活、当面の生活等の相談
22 洗濯場	校舎前	生活用水が確保しやすい場所
23 物干し場	校庭、屋上	日当たりのよい場所 ※女性に配慮
24		

2 立入禁止区域

- 以下のスペースは立入禁止区域とします。

区 分	指定場所	備 考
立入禁止区域	校長室	立入禁止の表示をする